

改正後	改正前
<p>（高齢運転者等標章の様式等）</p> <p>第六條の三の二 法第四十五條の二第一項の届出及び同条第二項の申請は、別記様式第一の三の二の申請書を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならない。</p> <p>一 運転免許証（以下「免許証」という。）</p> <p>二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十條第一項に規定する自動車検査証（普通自動車のものに限る。）</p> <p>三 令第十四條の五に定める者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類</p> <p>3 法第四十五條の二第一項の高齡運転者等標章の様式は、別記様式第一の三の三のとおりとする。</p> <p>（高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出）</p> <p>第六條の三の三 高齡運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齡運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別記様式第一の三の四の届出書に当該高齡運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>（高齢運転者等標章の再交付の申請）</p> <p>第六條の三の四 法第四十五條の二第三項に規定する高齡運転者等標章の再交付の申請は、別記様式第一の三の五の再交付申請書及び当該高</p>	

齡運転者等標章を提出して行つものとする。ただし、当該高齡運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該高齡運転者等標章を提出することを要しない。

(高齡運転者等標章の返納)

第六条の三の五 法第四十五条の二第四項の内閣府令で定める事由は、高齡運転者等標章の再交付を受けた後において、亡失した高齡運転者等標章を発見し、又は回復したこととする。

(パーキング・メーターの機能)

第六条の四 法第四十九条第一項のパーキング・メーターに係る内閣府令で定める機能は、次に掲げるとおりとする。

一～三 (略)

四 車両が法第四十九条の三第二項又は同条第四項の規定に違反して駐車しているときは、その旨を警報すること。

五 (略)

(受領書の様式)

第七条 令第十四条の八(令第十七条(令第二十七条の五において準用する場合を含む。)、次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。)、第二十六条の四の三及び第二十七条の五において準用する場合を含む。)(の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二のとおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二のとおりとし、保管した損壊物等の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第二の五のとおりとする。

(保管車両一覧簿等の様式)

第七条の二 令第十六条第二号(令第十七条、第二十六条の四の三及び

(パーキング・メーターの機能)

第六条の四 法第四十九条第一項のパーキング・メーターに係る内閣府令で定める機能は、次に掲げるとおりとする。

一～三 (略)

四 車両が法第四十九条の二第二項又は同条第四項の規定に違反して駐車しているときは、その旨を警報すること。

五 (略)

(受領書の様式)

第七条 令第十四条の七(令第十七条(令第二十七条の五において準用する場合を含む。)、次条並びに第七条の三第一項及び第二項において同じ。)、第二十六条の四の二及び第二十七条の五において準用する場合を含む。)(の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二のとおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二のとおりとし、保管した損壊物等の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第二の五のとおりとする。

(保管車両一覧簿等の様式)

第七条の二 令第十六条第二号(令第十七条、第二十六条の四の二及び

第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、保管車両一覽簿にあつては別記様式第三のとおりとし、保管積載物一覽簿にあつては別記様式第三の二のとおりとし、保管損壊物等一覽簿にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第三の三、車両の積載物であるときは別記様式第三の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第三の五のとおりとする。

（一般競争入札における揭示事項等）

第七条の三 令第十六条の四第一項及び第二項（令第十七条、第二十六条の四の三及び第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～四（略）

2 令第十六条の四第四項（令第十七条、第二十六条の四の三及び第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～三（略）

（安全運転管理者の業務）

第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一～四（略）

五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

六・七（略）

（免許申請書）

第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、保管車両一覽簿にあつては別記様式第三のとおりとし、保管積載物一覽簿にあつては別記様式第三の二のとおりとし、保管損壊物等一覽簿にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第三の三、車両の積載物であるときは別記様式第三の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第三の五のとおりとする。

（一般競争入札における揭示事項等）

第七条の三 令第十六条の四第一項及び第二項（令第十七条、第二十六条の四の二及び第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～四（略）

2 令第十六条の四第四項（令第十七条、第二十六条の四の二及び第二十七条の五において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～三（略）

（安全運転管理者の業務）

第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一～四（略）

五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

六・七（略）

（免許申請書）

第十七条

1・2 (略)

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならぬ。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付し又は同項第二号及び第七号に掲げる書類を提示することを要しない。

第三十一条の二 法第百六条の内閣府令で定めるものは、令別表第四又は別表第五に掲げる行為(第三十一条の三の表において「特定行為」という。)とする。

第十七条

1・2 (略)

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る運転免許証(以下「免許証」という。)を提示しなければならぬ。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付し又は同項第二号及び第七号に掲げる書類を提示することを要しない。

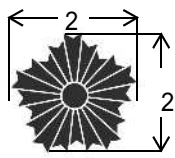
第三十一条の二 法第百六条の内閣府令で定めるものは、令別表第四又は別表第五に掲げる行為(次条の表において「特定行為」という。)とする。

別記様式第一の三の二（第六条の三の二関係）

高齡運転者等標章申請書						
公安委員会 殿						年 月 日
住 所						
氏 名						
生 年 月 日						
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先						
申 請 事 由	70歳以上である。 （法第45条の2第1項第1号に該当） 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 （法第45条の2第1項第2号に該当） 妊娠中又は出産後8週間以内である。 （法第45条の2第1項第3号に該当）					
免 許 証 の 番 号	第 _____ 号 _____ 年 月 日 公安委員会交付					
免 許 の 種 類	大 型	中 型	普 通	大 二	中 二	普 二
使用する普通自動車の 番号標に表示されている 番号						
摘 要						

- 備考 1 申請事由欄には、該当する事由の 内にレ印を記入すること。
- 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（表）

第 年 月 日	
<h1>専用場所駐車標章</h1>	
登録（車両）番号	
第1号 第2号に該当 第3号	
第1号 第2号に該当 第3号	
	
公安委員会 印	
<p>標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</p>	

（裏）

（注意事項）

- この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。
- この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
  - 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
  - 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。
- この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

（被交付者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号その他の連絡先 \_\_\_\_\_

免許証の番号 第 \_\_\_\_\_ 号

- 備考
- 記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
  - 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

高齢運転者等標章記載事項変更届 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
摘 要	

<p>高齢運転者等標章再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 殿</p>	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日                      公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘 要	